

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間のある方は、

## 国民年金保険料の追納をおすすめします!

### ●追納によって、受け取る年金を満額に近づけることができます。

老齢基礎年金の年金額を計算する際に、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合よりも、**受け取る年金の額が少なくなってしまう**。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料を、**後から納付（追納）**することにより、**老齢基礎年金の年金額を満額に近づける**ことができます。

過去に**国民年金保険料の免除制度**や、**若年者納付猶予制度**等を利用されていた方については、将来受け取る年金を満額に近づけるためにも、追納を行っていただくことをおすすめします。

### ●追納を行う場合は、申し込みが必要です。

**役場**もしくは**最寄りの年金事務所**で申し込みを行っていただきます。その後、厚生労働大臣の承認を受けた上で納付書がお手元に届きますので、その納付書でお支払いしていただきます。**口座振替ならびにクレジット納付はできません**のでご注意ください。

### ●追納に関する注意事項

- ①…一部免除を受けた期間に**納付すべき保険料を納付していない場合と、老齢基礎年金を受けられる方は、追納できません**。
- ②…追納できるのは、**追納が承認された月の前10年以内の免除等期間**に限られています。  
(例：平成30年9月分は平成40年9月末まで)
- ③…承認等をされた期間のうち、**原則古い期間からの納付**となります。
- ④…保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた**当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せ**されますので、**お早めの追納をおすすめ**します。

なお、今年度中に追納していただく際の保険料は、以下のとおりです。

平成31年（2019年）3月31日までに追納する場合の保険料額

免除等年度	追納保険料額(月額)			
	全額免除 (納付猶予)	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成20年度	15,170円	11,380円	7,580円	3,790円
平成21年度	15,260円	11,440円	7,630円	3,810円
平成22年度	15,520円	11,640円	7,760円	3,880円
平成23年度	15,310円	11,470円	7,650円	3,820円
平成24年度	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円
平成25年度	15,130円	11,350円	7,570円	3,780円
平成26年度	15,280円	11,460円	7,640円	3,820円
平成27年度	15,610円	11,700円	7,800円	3,900円
平成28年度	16,260円	12,190円	8,130円	4,060円
平成29年度	16,490円	12,370円	8,240円	4,120円

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

役場保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115(内線166)・告知端末機：5-8813